

保存版

児童の安全確保のために

【保護者向け緊急時対応マニュアル】



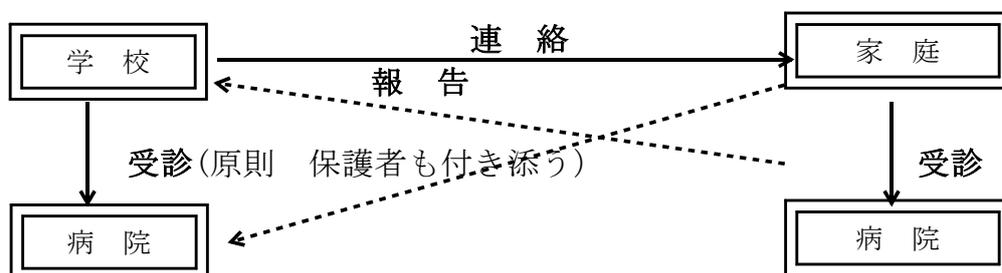
真岡市立長田小学校

〒321-4364 真岡市長田1302-1

TEL 82-1750 FAX 83-8074

1 児童の学校での負傷・疾病等の対応

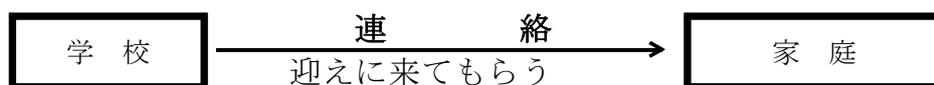
1 児童負傷時の対応について (*受診病院の確認)



※ 家庭と連絡がつかない場合は、校医または最寄りの病院で受診します。

※ 下校時のケガについては、学校へお知らせください。

2 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



※ 連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にさせています。できるだけ早く迎えに来てください。

3 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金支払い手続きについて

- (1) 学校管理下（登下校中を含む）で負傷し、受診された場合は、学校より日本スポーツ振興センターの書類をお渡しします。医療機関の窓口で記入してもらい、学校へ提出してください。（家庭から受診された場合は、学校にお知らせください。）
- (2) 学校より給付金支払い請求手続きを行います。
- (3) 給付金は、療養に要した費用の 4/10（そのうち 1/10 は療養に伴って要する費用として加算される分）が後日、支給されます。ただし、療養に要する費用が 5,000 円未満（保護者負担金 1,500 円未満）の場合は給付の対象になりません。その他、場合によっては給付の対象にならない場合があります。
- (4) 中学校 3 年生までは、こども医療費助成制度の適用となりますが、学校管理下で発生したケガ等については、災害共済給付金で請求します。

(5) 給付基準は以下のとおりです。

ア 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

イ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行われなるときは、時効によって消滅します。

ウ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において給付を行わない場合があります。

2 流行性疾病等による臨時休業及び登下校について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行性疾病が発生した場合、教育委員会と学校医と相談の上、学級・学年又は全校の臨時休業措置（学級・学年閉鎖）をとります。その場合の下校措置は、下記のように対応します。

- 1 臨時休業期間及びその理由等についてのお知らせ文書を、児童をとおして配布します。（緊急時は、メールでお知らせすることもあります。）また、家庭での過ごし方や保護者の対応の仕方について、お知らせいたします。
- 2 発熱などにより下校が困難な児童については、家庭に連絡し、迎えに来ていただきます。
- 3 2以外の児童を下校させるに当たっては、下校時の安全を考慮し、他の学年との集団下校をさせます。

3 非常変災時などの緊急事態における非常措置について

台風など、非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため、非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいてください。

1 台風等暴風襲来時における対応（大雨・大雪・洪水等）

(1) 登校前

ア 予想されるときは、前日に学校で児童をとおして連絡及び一斉メールで配信いたします。

【連絡する内容】・登校時刻・登校方法・授業内容・持ち物等

イ 気象情報により、早朝連絡になる場合もあります。始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置が必要な場合は、その状況に応じて対応します。

※ 一斉メール配信を基本といたします。

(2) 登校後

ア 児童を下校させることが不適切な状況では、児童を学校に待機させ、天候が落ち着いてから集団下校します。

※ 一斉メールで配信いたします。

※ 学校（教室）で一時待機中に、保護者の迎えがあった場合、必ず担任に児童との関係を伝えてください。

※ 保護者の車は、東門から入り、校庭に駐車して児童の引き渡された後、校庭の西側のフラワーロードから学校敷地外へ出るようにしてください。

イ 学童保育の迎えを予定している児童は、通常通りの下校時刻を基本といたします。

ウ 下校途中、急な雷雨等があった場合は、近所の家か、「こども110番の家」に避難させていただくよう児童に指導しています。

エ 家庭の都合により、保護者が迎えに来て下校する場合の駐車場所は校庭の南側になります。

2 大地震が発生した場合の対応

(1) 自宅にいるときに、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、関係機関の指示に従い、広域避難所（長田小学校体育館）へ避難してください。

(2) 児童が学校にいるときは、学校の避難経路に従って速やかに避難し、そのときの状況に応じて学校待機、または集団下校の措置をとります。

(3) 緊急時、学校での引き渡し下校の場合もあります。

ア 震度5強以上の地震が発生したときは、児童の下校は、原則として保護者への引き渡し下校になります。

※ 一斉メール配信ができない場合も想定されます。震度の確認をお願いいたします。

イ「児童引き渡し確認票」に記入した方のお迎えをお願いします。

ウ 学級担任が、「児童引き渡し確認票」で必ず迎えに来た方を確認後、児童を引き渡します。

3 臨時休業の場合の対応

台風や大雪等、その他緊急事態発生で、臨時休業になる場合があります。児童の安全確保のための非常措置になりますので、児童が一人にならないように御配慮ください。

4 その他

災害が大きい場合、一斉メール配信が停止することもあります。その場合は、学校や真岡市のホームページで情報を確認していただきますようお願いいたします。

4 不審者に遭遇した場合について

児童が帰宅して、不審者等に出会った話を聞いた場合、次のように対応してください。

- 1 児童のケガ等、身体状況を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないか聞き出し、すぐに下記へ連絡してください。

① 緊急を要する場合	1 1 0 番
② 長田交番	8 2 - 2 8 7 9
③ 真岡警察署	8 4 - 0 1 1 0
④ 真岡市立長田小学校	8 2 - 1 7 5 0
- 2 真岡警察署では情報が入り次第、内容に応じて、各家庭向けに不審者等について「ルリちゃん安全メール」等を配信しています。メールの登録をおすすめします。
- 3 状況によっては学校でも緊急体制をとり、登下校の際、職員が各地区に行き、立哨や下校指導をします。

5 児童が下校しない場合について

- 1 通常（予定）の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないときは、学校に連絡してください。教職員が第1次捜索を行います。

① 真岡市立長田小学校 82-1750

- 2 捜索しても児童の居場所が確認できない場合は、警察に連絡してください。

② 長田交番 82-2879

③ 真岡警察署 84-0110

学校の教職員は緊急体制をとり、第2次捜索を行います。

6 不審者侵入防止のための取組

- 1 「来校者」に対する取組

- (1) 不審者の侵入防止

ア 児童昇降口…北側施錠、下校後南側施錠

イ 職員玄関…施錠（来校者にはインターホンで対応）

- (2) 来校者の受付

「来校者名簿」に氏名と用件を記入、ネームプレートを着用。（保護者の方も同様）

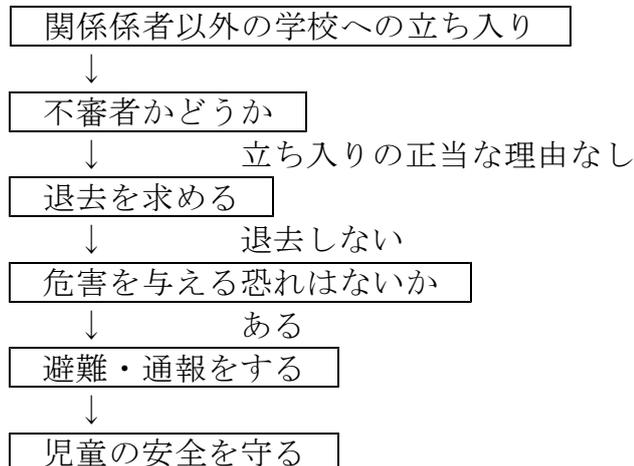
- 2 「不審者侵入」に対する取組

- (1) 安全を守るための器具の備え

○各教室：警杖、緊急用校内電話、笛 ○職員室：刺股、笛

○2階通路：防犯ブザー ○2階教室：刺股

- (2) 安全を守るための備え

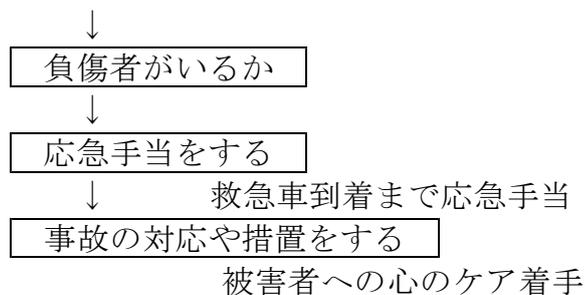


対応①

- ・教職員への緊急連絡
- ・暴力行為抑止
- ・退去の説得
- ・110番通報
- ・別室に案内し隔離
- ・教育委員会へ緊急連絡支援要請

対応②

- ・防御
- ・移動阻止



- ・ 全校への周知
(児童の掌握)
- ・ 避難誘導
- ・ 教職員の役割分担と連携
- ・ 「こども110番の家」や
周辺の家等との連携
- ・ 警察による保護・逮捕

(3) 身を守るために必要な避難訓練の実施

火災、地震、竜巻、不審者侵入を想定した訓練を計画的に実施する。

7 児童の安全確保のための指導

◎ 学校で児童に指導していること

「自分の身は自分で守る！」という気持ちをもてるよう、下記の内容について御家庭でも児童の意識を高めてください。

- 1 出かけるときはどこへ、誰と、いつ帰るのか、家の人に伝える。
必要に応じて交通手段や連絡方法も伝え、防犯ブザーを必ず携帯する。(故障、電池切れ等をチェックする。)
- 2 一人にはならない。
 - (1) 一人では遊ばない。
 - (2) 集団で登下校する。(班から離れない)
 - (3) 一人での歩行になる場所には、家族に迎えにきてもらうなど、安全を確保する。(決められた通学路で登下校し、寄り道しない。)
- 3 危険予知・回避能力を身に付ける。
 - (1) 交通ルールを守る。道路への飛び出しは絶対にしない。
 - (2) 公共の施設(公園など)ではマナーを守って安全に過ごす。
 - (3) 知らない人には、絶対についていかない。車などには絶対に乗らない。
 - (4) 自宅への不審電話や呼び出しなどに不用意に応じない。
- 4 危険なことがあった場合は大きな声で助けを呼ぶ。
 - (1) 不審者に出会ったら逃げる。つかまったら大声を出しながら蹴ったり、叩いたりして逃げる。
 - (2) 近くの家や「こども110番の家」に緊急避難する。
 - (3) 相手の自動車の形や色、ナンバー等を覚える。
 - (4) 家の人や警察にすぐ連絡する。学校にも連絡をする。

8 保護者の方へのお願い

- 1 子どもの登校時刻・下校時刻を確認してください。
 - (1) 始業時刻は8：00です。
 - (2) 欠席、遅刻する場合は、必ず班長に連絡してください。
 - (3) 自家用車で送迎する場合、必ず班長に連絡してください。
- 2 登校時・下校時に、一人きりになる場合は、できるだけ児童の送迎をお願いします。
- 3 通学路の危険箇所や、通学路コースを把握してください。
- 4 不審者の被害防止・非常変災時の行動など、登下校時や帰宅時の安全について家族で話し合い、家庭内の約束を決めてください。
- 5 家庭や地域では、自分の子ども以外でも、できるだけ先に大人から「あいさつ」等の声をかけてください。
- 6 休日等の過ごし方や外出する場合について話し合ってください。
 - (1) 誰と、どこで、いつ帰るかを必ず家族に連絡させてください。
 - (2) 交通手段（徒歩、自転車、乗用車での送迎等）、帰宅時刻、連絡方法等を確認してください。
- 7 不審な人物・車両等を目撃した場合は、速やかに交番や警察署に通報してください。
- 8 不審な電話等は児童に対応させず、必ず保護者が対応し、速やかに交番や警察署に相談してください。

※電話の内容や状況等をできるだけメモしてください。
(日時、相手の名前、性別、話の内容、声の特徴など)
- 9 登下校の際、交通指導員さんをはじめ、地域やPTAのスクールガードさん、交通安全母の会の方々に、毎日お世話になっています。常に感謝の気持ちを見守るよう、家庭内でも話してください。
- 10 登校班では、正副班長の指示に従い、安全に登下校できるよう、児童に御指導ください。